

障がいのある方や、障がい児を監護または養育している方へ 制度のご案内

【特別障害者手当・障害児福祉手当】

在宅であって、著しく重度の障がいがあるために、日常生活で常時の介護を必要とする方に支給されます。

手当	対象者	対象となる障がい	手当の額	申請に必要な書類	注意事項
特別障害者 手当	著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする、20歳以上の方	肢体障がい 心臓障がい 腎臓障がい 呼吸器障がい	月額 27,980円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 本人の年金等の収入金額を確認できるもの 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	施設（有料老人ホーム等は除く）に入所している場合や、病院等に継続して3カ月以上入院している場合は、支給されません。
障害児福祉 手当	重度の障がいがあるため、日常生活で常時の介護を必要とする、20歳未満の方	精神障がい等	月額 15,220円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	施設に入所している場合や、障がいを事由とする年金などを受給している場合は、支給されません。

【特別児童扶養手当】

対象障がい児（20歳未満）を監護・養育している父母または養育者に支給されます。

	対象障がい児	手当の額	申請に必要な書類	注意事項
1級	概ね、身体障害者手帳1・2級の一部、療育手帳Aに相当する児童 その他、診断書で上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童（血液・代謝疾患等の内部疾患、精神障がい等）	月額 53,700円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 本人と対象児の戸籍謄本または抄本 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	対象児童が施設に入所している場合や、障がいを事由とする年金を受給している場合は、支給されません。
2級	概ね、身体障害者手帳3・4級の一部、療育手帳Bの一部に相当する児童 その他、診断書で上記と同程度以上の障がいがあると認められた児童（血液・代謝疾患等の内部疾患、精神障がい等）	月額 35,760円	<ul style="list-style-type: none"> 指定診断書 個人番号が確認できるものおよび本人確認書類 その他必要書類 	

《その他》 ○手当額については、改定される場合があります。（記載は、令和5年3月現在の手当額）

○支給にあたっては、所得制限があります。

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 FAX 31-8120
市美都地域総務課 ☎ 52-2312 FAX 52-2190
市見見地域総務課 ☎ 56-0302 FAX 56-0362



益田西ロータリークラブの障がい福祉に関する事業について

益田西ロータリークラブ（岡崎寛会長）では、“2023-2024年度事業「共に豊かな人生を！～手に手つないで～」”と題して、障がい者の就労支援事業や子どもたちが手話を言語として学ぶ機会の提供など、障がい福祉事業に取り組んでいます。



- 市内の高等学校、養護学校、高等技術校へ手話の学習図書を寄贈。
- 昨年11月23日（木・祝）に障がい者の雇用促進のための取組として、企業と社会福祉法人の連携や健康管理をテーマとした講演会を開催。



今後も、障がい福祉事業への取組を継続して実施します！

【問い合わせ先】 市障がい者福祉課 ☎ 31-0251 FAX 31-8120